

**「令和 7 年度和歌山一番星アワード PR グッズ作成等業務」
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項**

1 目的

本県では、和歌山県内で製造されたもの、安心・安全を重視したものを基本に、共感性や独自性、将来的な可能性のある商品を認定し推奨する制度（和歌山一番星アワード。以下「和歌山一番星アワード」という。）を新たに創設。

本業務では、民間事業者の創意工夫と専門性を活用し、認定商品及び県内事業者の価値を引き上げることを目的に、各種広報・啓発活動において使用する広報グッズ等の制作及び効果的なプロモーションを行う。

2 委託業務の内容等

（１）業務名

令和 7 年度和歌山一番星アワードPRグッズ作成等業務

（２）業務の仕様

別添仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（４）委託限度額

2, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （３）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- （５）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- （６）国税及び県税の滞納がない者であること。
- （７）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に

掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

- (9) 県の要請に応じて、速やかに対応することが可能であり、関係事業者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者であること。

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

- ・実施要項等の公開 令和7年7月25日（金）から8月18日（月）午後5時まで
- ・質問受付 令和7年7月25日（金）から7月31日（木）午後5時まで
- ・選定委員会（書類審査） 令和7年8月19日（火）から8月22日（金）

(2) 提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

また、提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案参加者の負担とする。

① 企画提案申請書（様式1）

② 企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」を確認の上、次の項目が分かる内容も盛り込むこと。

- ・各成果物のデザイン案
- ・業務運営体制や業務運営スケジュール
- ・類似・関連事業の実施実績
- ・その他特記事項（独自のアイデア、工夫した点等アピールポイント）

③ 見積書（任意様式）

以下の点に留意すること。

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・宛名は「和歌山県知事」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- ・見積金額は「2（4）委託限度額」を超えないこと。

④ 誓約書（様式2）

⑤ 提案者の概要がわかるもの（会社案内パンフレット、ホームページ写し等）

⑥ 法人の登記事項証明書（提出日において、発行日から3か月以内のもの）

⑦ 直前一期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の写し

（個人事業主の場合は、青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し）

⑧ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（提出日において、発行日から3か月以内のもの）

⑨ 和歌山県税に未納がないことの証明書（提出日において、発行日から3か月以内のもの）

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

※「和歌山県物品・役務調達競争入札参加資格者名簿」に搭載されている者は⑥～⑨の書類の提出は要しないものとする。

(3) 企画提案書の提出

- ・提出期限 令和7年8月18日（月） 午後5時（必着）
- ・提出部数 5部（上記（2）⑥⑧⑨について、原本は1部とし、残りの4部は写しも可）

- ・提出場所 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館2階
和歌山県 企業振興課 産業ブランド推進班

- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日午前9時から午後5時。

（4）質問及び回答

仕様書及び本実施要項に関する質問がある場合は、「質問書」（様式3）に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

回答については、令和7年8月6日（水）までに質問者に対し電子メール又は簡易なものに関しては口頭により連絡するほか、その内容については、県企業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみの回答とすることができる。

- ・提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（持参でも可）
- ・提出場所 和歌山県 企業振興課 産業ブランド推進班
メール： e0610001@pref.wakayama.lg.jp
- ・回答期限 令和7年8月6日（水）まで

（5）企画提案に際しての注意事項

① 失格

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・提案に参加する資格がない者が提案した場合。
- ・実施要項に違反すると認められる場合。
- ・その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

④ その他

- ・企画提案書の作成、提出など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出された企画提案書等は、和歌山県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

5 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提出書類の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

(2) 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、「提案書評価基準」により評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(3) 契約候補者の選定

選定委員が提出書類により審査・評価・採点し、各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち点数が最も高い者を契約候補者として選定する。

(4) 提案者が1社の場合

提案者が1社の場合においても、審査会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者として選定する。

(5) 評価点が同点の場合

評価点が同点の場合は、選定委員による多数決により決定するものとする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに参加者全員に通知する。

(7) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定後、速やかに県企業振興課のホームページにて次の内容を公表する。

- ・ 契約候補者の名称及び評価点
- ・ 次点以下の参加者の評価点（提案者名は公表しない）

6 契約の締結

契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、委託上限額を限度に仕様書の内容が変更となることのあるものとし、最終的に契約候補者と県との協議により決定する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになる。

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県 企業振興課 産業ブランド推進班

(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁本館2階)

TEL : 073-441-2842 FAX : 073-424-1199

E-mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp